

議 事 の 経 過

令和8年9月4日

(午後3時15分)

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。9番山本 陵議員の一般質問を許します。山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） それでは、通告に基づいて質問します。まず、1つ目の質問ですけれども、関係人口についてですが、この関係人口の定義について、総務省と国交省の資料を見ますと、「関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します」とあり、さらに別の資料を見ますと、「地方圏は、人口減少、高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては、若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています」と、このように記述されています。そこで、この関係人口に関する考え方と解釈を村長にお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 山本議員から関係人口のお尋ねでございます。関係人口につきましては、山本議員の御指摘のとおり、移住してきた定住人口でもなく、また観光等々で訪れる方々でもなく、特定の見知らぬ地域に来た方々のことでございます。小川村で現在実施していることで申し上げますけれども、小川村にふるさと村民制度というのがございまして、これ平成23年にスタートした事業でございますが、まさに関係人口だというふうに思っています。この平成23年にスタートしたふるさと村民でございますけれども、登録者数は350人という現状でございます。さて、そのふるさと村民制度が23年にスタートしておりますけれども、具体的にじゃあ何をやっているんだということでございますけれども、大洞高原の草刈りの手伝いをお願いしたり、地域のお祭り等々にも参加をいただいたり、また実際にリンゴオーナー等々にもなっていただいたり、地域の活動に御協力いただいているような、そんな実態でございます。実際のところ、大洞の草刈り事業でも例年ほとんど同じようなメンバーでございまして、このふるさと村民に加えて、大町ふるさと会、長野市村人会の方からも御協力いただき、常に十数人の皆さんが県外からわざわざ足を運んでいただいて、草刈りをしていただいたりというような、そんな状況下でございます。人口減少が進む中ではございますけれども、関係人口を増やすことも大変重要

な取組でございますし、またさらに継続し取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 今、ふるさと村民について説明いただきましたけども、これは小川村に限ったことではありませんが、多くの自治体がこれまでにやってきた交流人口拡大であったり、関係人口増加の努力というものは、受け入れる地域側が何とか移動者を活用しようとしてきた試みです。その背景には、地域の人口減少と高齢化による地域の余力の低下がありますが、地域側は弱体化する人材基盤を何とか地域外からの支援でカバーしようとしてきた実情があります。しかし、言い方は悪いですけども、地域側に都合のよい支援者人材を集めることはかなり難しく、それは地域に関わりを持とうとする移動者の動機が異なるからであると考えます。移動者全員が地域貢献のために地域に関わってくるのではなく、むしろ多くの場合、自分に都合のよい就労機会であったり、活動場所を求めて地域を選んでくるというのが現実です。移動者とこの地域側のバランスが変化している現在、両者をつなぐ新しい関係づくりのアプローチについて考える必要があると存じますが、再度、見解をお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 関係人口について、また現状を踏まえて新たな取組も必要ではないかというような、そんな御質問でございます。御指摘のとおり、現在は行政指導で通知を出したり、案内をしたりというようなことでございまして、視野が狭かったり、行政だけでは限界があるものと、そんな認識でございます。現在、地域のお祭りにも参加いただいたり、リンゴオーナーなど、地域と密着した交流も深めているところでございますけど、また、そういった関係人口を必要とする地域の皆さんが主体となって、またこういった取組を広げていければなと、そんな思いがしているところでございます。繰り返しになりますけども、今、行政でやっている事業、幾つかありますけれども、お祭りも、草刈りも、リンゴオーナーも、似たような、もうほとんど同じような方々が年に2度も3度も、桜ウィークも含めて足を運んでいただいているというような、そんな状況下でございます。今後につきましても、大いにまた地域主体となって、関係人口、まさに交流を深めて親しいお付き合いに進んでいくというような、そんなふうになればなと、そんなふうを考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 前定例会において村づくりのビジョンについて村長にお尋ねし

たところ、答弁の中で、村には第6次振興計画があり、現在、後期5か年計画に入っているが、これに勝るビジョンはないものと思っていると、そのように村長は答弁されました。その同計画の目標と施策の中に、ふるさと村民制度の改革と、関係人口増加に向けた継続的な関わりを持つ機会の提供と、このように記載されていますけれども、先ほどから村長のほうから説明がありました、ふるさと村民制度、平成23年にできたもので、先ほど350名の登録があるという説明もいただいていますけれども、今後これをどのように改革・改善されていかれるのか、現状はお伺いいたしましたので、これからの施策についてお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 村づくりのビジョンについて、振興計画でも計画が取り上げてあるというようなことをお話をさせていただいております。人口減少、村にとっては大変重要な行政課題でありますし、また、ただいまの御質問ですと、関係人口をどうするんだというような具体的なことについてもお話をいただきました。さきにも申し上げましたけれども、現在何をやっているかということ、350人の登録者でありますけれども、大洞高原の環境整備、地域の祭りと言いましたけれども、具体的には高府祭りなんですけれども、高府祭りに参加いただいたり、桜ウィークにも日にちを確認して来てくれて、泊まりがけで来ていただいたりというような、そんな状況下でありますし、また、関係人口とは直接関係はありませんけれども、こういった皆様方にはまたふるさと納税にも大変御理解をいただき、御協力をいただいているような状況下でございます。繰り返しになってしまいますけれども、行政主体ということでは限りがあったりするわけでございますけれども、各地域地域、事業事業等々で、こんなことにもちょっと話、呼びかけてくんねえとか、例えば先ほど具体例で言うならば高府祭りにも御案内をしているわけでございますけれども、また地域の皆さんから、こんな要件でこんなイベントもあるし、これもぜひふるさと村民にもつないでくれというような御意見やらお話があれば、ぜひそれも具体的に実施してまいりたいと、こんなふうに考えます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） この関係人口ですけれども、その規模であつたり、地域との関係性というものが可視化できていないということが課題とされている中で、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する仕組みとして、ふるさと住民登録制度を創設することとなり、国は、これを通じて関係人口を把握し、地域の担い手確保や地域活性化につなげようとしています。その中で、この長野県においても、先月、

先々月と、ふるさと住民登録制度の本格運用を見据えて、市町村などによる関係人口の受入れであったり、継続的な関係づくりを支援するために、ふるさと住民登録制度担当者、また移住担当職員、地域おこし協力隊などを対象として、「ふるさと住民登録制度」担い手活動・コンテンツ造成セミナーをオンライン開催しておりますが、その参加状況と理由をお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） オンラインで国の事業ということで既に実施しておりますけれども、具体的な内容につきまして担当からお答えさせていただきます。

○議長（西沢哲朗） 西澤総合戦略推進室長。

○総合戦略推進室長（西澤秀仁） よろしくお伺いいたします。まず、山本議員さんのおっしゃるオンラインセミナーの件につきまして、内容的には、コンテンツ造成セミナーということで7月と8月に開催をされております。このセミナーにつきましては、他の業務とちょっと重なってしまった部分もありまして参加はしていませんが、このセミナーにつきましては、第3回以降も引き続き開催をされるということで、日程をまた調整させていただきながら参加をさせていただきたいと考えています。それと国からの制度説明の説明会については、これとは別に、昨年末から何度か実施がされておまして、そちらのほうには参加をさせていただいております。まだ内容が不透明な部分が多々ありまして、その辺、近隣の市町村、また県と情報交換をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） この関係人口に関する定義ですけども、現在、このふるさと住民登録制度の創設によって大きく進化しようとしています。その中で、今年の3月に総務省が公表した、ふるさと住民登録制度のガイドライン、バージョン1.0では、登録をベーシックとプレミアムという、この2段階に分けて関わりの深さを制度的に区分する仕組みというものが示されています。まず、このベーシック登録は、誰でも何自治体でも登録可能な緩やかなつながりを持つ者、観光リピーターであったり、ふるさと納税者など、地域に関心を持つ全ての人が対象となります。さらに、プレミアム登録制度では、農業ボランティアであったり、イベント運営などの担い手活動に年3回以上参加した人が対象で、移動費、宿泊費の助成などの特典を受けることができます。この2段階構造は、これまで曖昧であった関係人口の定義に制度的な輪郭を与えるものであり、ベーシック登録者はライトな関係人口、そしてプレミアム登録者はコアな関係人口として、関わりの深さが初めて可視化されます。

また、スマホアプリで手軽に登録でき、村と双方向のコミュニケーションが取れる仕組みというものは、特にデジタルに強い若者にとって親和性の高い制度になりそうなものとなっております。その中で、この制度に関し、まだ不透明な点も多いという室長の返答をいただいておりますけれども、現時点で考え得る課題と、村としての今後の方向性、施策というものをお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 総務省の事業で既にそういった各自治体への説明がある状況下でございます。山本議員と重複してしまいますけれども、総務省の事業でございます。既に全国の自治体に公表されているものでございます。山本議員のお話のとおりでございます。2種類、内容については2種類が設定されておまして、一つは、登録要件がなしだと、自治体の観光イベントや御当地ニュースなど情報を提供するもの。もう一つは、年3回以上、自治体が指定する担い手活動を実施することを必須の要件として、登録者には交通費、宿泊費の補助、公共施設の利用ができるといった、そんな内容のものでございます。現在、モデル事業として進めている自治体も、ごく一握りの自治体がありますけれども、この制度の本格運用は次年度、令和9年度からとのことでございます。先ほども申し上げましたけれど、村が実施しているふるさと村民登録制度にも大変共通点があるわけございまして、今後、この事業を、国の総務省の事業をどんなふうに取り組むのか、もう具体的に検討してまいりたいと、そんなふう考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） では、まだ方向性もないということよろしいですか。（「はい」の声あり）

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） では続きまして、財政についてですけれども、財政の中の基金に関してお尋ねします。まず、基金の運用に関してですけれども、この基金運用とは、基金として所有している資金を、預貯金、債券、つまり国債、地方債、社債などの投資に分配することで、確実に保管・管理し、効率的に増やしていくことを指します。地方自治法第2条14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、また、同法の第241条2項では、「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と地方自治法にも明記されており、当村においても効率的な基金運用が求められて

おります。さらに、同法235条の4項では、現金及び有価証券の保管に関し、「最も確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならない」としています。この自治法での最少の経費で最大の効果を上げること、さらに確実かつ効率的に運用しなければならない、そして最も確実かつ有利な方法での保管について、この自治法の解釈と村としての考え方をお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 基金の運用についてということでございます。これも山本議員からお話がありましたとおり、基金の運用については、自治法の規定によりまして、確実かつ効率的に運用しなければならないというふうにされておりました、村では、金融機関とも利回りなど、その都度情報をいただき対応しているといった、そんな状況下でございます。もとより基金の取扱いにつきましては、地方自治法に基づくもので、自治体の基本であり、行政運営の基本でもあります。当然のことでございますけれども、これまでも、自治体の規程を前提に元本割れのない預金、安全性の高い国債、地方債といった債券などございまして、最も安全で有利な方法で運営しているというような実態でございます。実質的には村では定期預金、地方債の債券という、その2種類でございます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） その中で5点お伺いしますけれども、現在の当村における基金残高における債券の保有比率、そしてその金額、さらに保有利率と運用益、また基金の運用の方針、以上の5点をお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 5点について、どうなんだという御質問でございます。基金残高の、基金の中の債券の割合ということだというふうに思いますけれども、債券の保有率でございますけれども、基金全部の3割強、正確に申し上げるならば地方債34%、金額は12億円でございます。運用利率につきましては、それぞれ個々に差がありますので、一概には申し上げられません。運用益でございますが、これは基金の総額ということで申し上げますけれども、令和7年度2,200万というような、そんな実態でございます。基金の運用方針につきましては、自治法の規程のとおり、確実かつ効率的な運用が方針そのものでございます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 総務省の2020年基準消費者物価指数、全国令和7年度平均を見ますと、消費者物価指数総合で2020年を100として、1995年から2025年までを並べ

ますと、約30年間は低位安定期が続き、2022年以降に明確な上昇局面に入っています。起点であります1995年は連鎖逆算値で95.9、97年の消費税5%増税で97.7まで上昇しました。そして、98年から2010年代前半までではほぼ95から99の幅で推移し、2014年の消費税8%の増税で97.5、19年の消費税10%増税で100と、この増税する年に段階的に水準が切り上がるパターンというものを繰り返してきました。2022年以降は、外的要因が変わり、エネルギー価格の上昇、また円安進行を背景に4年連続で前年比2%を超える上昇が続いています。2022年は102.3で前年比2.5%、23年はプラス3.2%、24年は2.7%プラス、25年はプラス3.2%と、1995年の95.9から2025年の111.9までで約プラス16.7%の上昇となっています。この累積上昇分のうちの3分の2は22年以降の4年間に集中しています。日銀の発表にもありましたが、今後も物価上昇に伴うインフレが進むと見られている中で、村の基金の推移を見ますと、令和7年度の基金が約36億円、これは運用益だけではありませんけども、26年度の基金が30億円として、年間1億円弱、基金が増加していますけども、物価高の現在、実質基金の目減りであると考えます。5年前の100万円は現在の物価で80万円の価値です。私は、基金の運用に当たり、大きく3つの方針の下に運用を行う必要があると考えます。第1に、村長も先ほど答弁で述べられましたけども、基金の原資は公金ですので、まずは安全性の確保が重要であり、元金が毀損することのないよう確実に保全を図りながら運用を行うこと。そのため、預金の運用に際しては、外部の金融専門家の助言も踏まえ、金融機関の経営分析を行うとともに、債券の運用においては元金の支払いが確実なものとする。第2に、支払いなどに支障が生じないよう資金の流動性を常に確保し、預金や債券の満期が定期的に生じるよう計画的な運用を行うこと。第3に、より多くの運用益が得られるよう効率的な運用にも努めること。そのために、将来的な収支見通しを考慮した上で、より高い利回りが期待できる長期的な運用に努めるとともに、運用商品については、安全性や流動性を損なわない範囲で、なるべく有利な商品を選択すること。以上のことを踏まえ、基金の運用方針の見直しについて検討を開始し、ほかの自治体の事例についても調査研究を進めていき、そのような必要性を私は感じますけども、見解をお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 基金の運用方針について、具体的に3つの内容についてという、そんな御質問をいただきました。まず、第1の1点目でございますけれども、金融機関の経営の分析、債券の運用は確実なものにするという御指摘がございました。預

金で申し上げますけれども、村の指定金融機関は当然議決事項でございます、村の指定金融機関は決まっております。村発足以来ずっと指定金融機関でございますけれども、特に経営分析を行う必要はないものと考えております。債券についてでございますけれども、地方債、小川村は地方債と申し上げましたけれども、地方債についてですが、国による財政支援、財源保障があるわけでございます、安全性は非常に高い。また、国債より地方債のほうが高めの金利設定というふうなことでございまして、定期預金以外、国債・地方債以外の運用は考えられないものと思っております。2点目の、預金や債券の満期が定期になるように行うべきではないかというような、そんな内容でございますけれども、地方債につきましては大変長期なものになるわけでございますが、預金につきましては6か月定期、1年定期という二本立てでございまして、それ相応に分散化されているといった、そんな状況下でございまして、3点目でございますけれども、運用益が得られるよう効果的な運用に努めるべきだと、そんな御指摘です。既に、運用利率を考慮し、半年定期、1年定期で、満期ごとに利率を、その都度その都度、利率を考慮し実施しているということでございまして、現行の運用方法で特に改める必要はないものと考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） この基金の運用について、さらにこの運用の効率化について伺いたしますけれども、第1に、基金ごとの個別運用から一括運用への転換というものがあります。兵庫県の尼崎市、また大分県の国東市などの先進事例では、複数の基金をまとめて運用する一括運用を導入し、スケールメリットを生かすとともに、流動性確保のため現金を圧縮することにより、多くの資金を債券運用に回しています。当村においても、事務の効率化と運用益の最大化を目指し、一括運用を導入する必要もあるのではないかと存じます。さらに、運用益の財政効果についてですが、仮に税収が増えれば地方交付税は減額されますが、基金の運用益である財産運用収入は交付税の算定で収入とみなされないため、増えた分がそのまま村の純粋な増収となります。よく地方公共団体で1億円の運用益は4億円の増収に匹敵するとも言われますが、この制度的メリットについて、その中で2点伺いたします。まず、1点目が基金一括運用の導入の考えについて、そして2点目が運用益の地方交付税制度上のメリットについての考え、2点伺いたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 基金の運用について2点のお尋ねをいただきました。1点目ですけ

れども、一括運用は考えられないかというような御質問でございます。村の基金、御案内のとおり、幾つかの多くの種類があるわけでございますけれども、村の基金それぞれに目的基金であつたり財源用途が決まっているものでございまして、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、半年定期、1年定期、安全性でいうなら、分散化の面からも一括運用とは考えておりません。それぞれの基金、目的を持つての基金でございますので、一括運用ということは考えられないものと思います。それから、運用益の交付税上のメリットというようなお尋ねでございます。これも山本議員のお話のとおりでございまして、地方交付税制度上でございますけれども、山本議員御指摘のとおり、運用益につきましては基準財政収入額に換算されていないというものでございますので、お願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 先ほど、個別目的外のものはできないとふうふうに言われましたけれども、確かにそれを行っている自治体はあります。それも国が認めています。なので、そこはちょっと、もっと研究していただかないといけないのかなと思います。運用に関してと使い方は別です。その中で、この高度な運用を行うためには職員の専門知識が不可欠となります。ほかの自治体では、元銀行局長を基金管理官として登用しているケースもあります。また、多くの自治体が証券会社と連携してポートフォリオ分析や研修を行っています。当村においても、担当職員の育成を強化するとともに、外部の専門家をアドバイザーとして招くなど、組織としてこの金融リテラシーを高める体制を構築すべきと考えますが、その組織体制の強化について、専門人材の育成であつたり、外部知見の活用を考えとポートフォリオ分析状況をお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 運用のための専門知識を持った外部人材の活用、ポートフォリオ、実績をまとめた資料というようなことだそうでございますけれども、その分析状況はどうなんだと、そんな御質問です。運用について外部人材というようなお話がありましたけれども、先ほども申し上げましたが、村の指定金融機関は決まっております。常時、定期の利率の変動状況等々を御説明をいただきながら、効率的な運営に努めているというような、そんな状況下でございます。実績をまとめた資料というお話でございましたけれども、これは決算数値等々につきましては決算資料のみということでございますけれども、内容について特にまとめたものはございませんが、10年来の基金の額の変動あるいはそれぞれの目的基金の変動状況等々につま

しては、決算資料で確認できるものと思っております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 先ほど村長の答弁の中で、元本の確実な保全が最も重要との御答弁もいただいています。本村の堅実な行政運営の姿勢というものが表れており、安全性に重きを置いていると捉えたところでありますが、その中、一方で、物価上昇インフレが続く現在の経済情勢において、低金利の預金、また商品などにとどめておくというものは、額面上の元本は守られても、実質的資産価値の目減りを意味すると思います。つまり、インフレ下においては、将来、同じ金額で実施できる行政サービスの規模はどんどん小さくなってしまいうことを意味しています。このインフレによる現金価値の目減りについての認識を含め、現状の基金運用の方針、これを再度お伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） インフレによる目減り、現金価値ということでございますけれども、例えばで言うならインフレもそうでしょうし、例えば円安もそうでしょうし、常に変動するものでございまして、これもつい先日新聞報道でしたけれども、日本の国債の利回りが30年ぶりに国債利回りが3%台を超えたというような、そんな報道もございました。繰り返しになりますけれども、基金の運用の基本の基本は確実かつ効率的な運用が前提でありまして、特に経済状況等々を、ちょっと言葉が雑でございまして、経済状況等々を考慮する必要はないんじゃないか、考慮しようがないというようなことでございます。いかに確実で、いかに効率的な運用かという、その一言のみだというふうに考えます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） この資金運用、資金管理について、地方公共団体金融機構であったり、それ以外の外部から、過去に村としてアドバイスを求めたということはあるのか、ないのか、お答えください。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） そんなに頻繁ではございませんけれども、外部からのアドバイスはどうだったというようなことでございますが、指定金融機関からは随時利回りのことは情報提供いただいておりますし、証券会社から証券の運用状況、利率の変動など随時説明をいただいているというような、情報をいただいているというような、そんな状況でございます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○ 9 番（山本 陵議員） 総務省の令和 8 年度地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業という事業がありますけども、総務省の資料を見ますと、人口減少下において地方公共団体における人手不足などの資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大などの問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要が高まっている。しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る知識・ノウハウが十分に備蓄されていない場合が多く、小規模市町村を中心として取組の推進に困難を伴っている団体もあるとして、地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣するという事業説明がなされています。さらに、アドバイザーは自治体職員 O B、公認会計士、学識経験者などの専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択できること、また、アドバイザーの派遣経費、謝金、旅費は地方公共団体における予算計上不要で、地方公共団体金融機構が負担するとの説明がなされています。先ほど来の基金運用と併せ、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、村としてアドバイスを求める必要性を改めて感じますが、その考えをお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 地方公共団体の経営に係ります財務マネジメント強化事業についての利用も考えられるんじゃないかというような、そんな御質問でございます。このマネジメント強化事業につきましては、これ山本議員の御指摘のとおりでございます。自治体の人員不足、施設の老朽化等々、財政運営や公営企業経営改善を支援するためのアドバイザーの派遣事業ということでございます。村の財政運営について申し上げますけれども、一言で言うならば、極端に特に厳しい状況にはなく、困難な状況にもございません。端的に分かりやすく申し上げるならば、困難な状況にないということを端的に言うならば、起債残高につきましては、大変一時期に比べれば多く起債残高が減少しておりますし、基金残高は逆に、これも午前中のどなたかの議員からもございましたけれども、微増、年々微増というような、そんな状況下でございます。また、これも定期でございますけれども、国の財務事務所から、5 年に一度というようなことでございますけれども、国の財務事務所から村の財政状況についてどうなんだという、そんなヒアリングや評価があるわけでございますけれども、村の基金、起債状況、また健全化判断比率状況等々を勘案して、村の財政運営状況については健全な運営だというふうに財務事務所からも評価をいただい

ております。そういった状況下の中で、経営改善について特に財務マネジメント強化事業を利用するというようなことについては、特に考えておりません。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 数日前のロイター通信を見ますと、米国、ドイツ、日本をはじめとする主要国で、政府の借入れコストを示す国債利回りが数十年ぶりの高水準あるいはそれに近い水準まで上昇しています。背景にはインフレの長期化や利上げへの警戒感に加え、各国の財政赤字と債務残高をめぐる不安があるようです。この高い利回りは、家計や企業の資金調達コストを押し上げるだけでなく、政府財政にもさらなる負担を与えかねません。このような動きの裏側で、日本の10年国債利回りは、1日に一時、1996年以降で初めて、先ほど答弁にもありましたように3%台に達し、超低金利時代からの脱却が進む日本経済にとって、大きな節目となりました。一方で、英国の30年国債利回りは30年ぶりの高水準に達し、ドイツも2011年以来、フランスにおいても10年以来、米国においても30年国債の利回りが8月初旬に2007年以来の高さを記録しました。日本郵政銀行、三菱UFJフィナンシャル・グループなどの大手銀行の保有国債などで巨額の評価損が表面化していますが、ポートフォリオ全体としては村と同じように利益を維持しています。農協においては、一部組織で債券の損切りや含み損の拡大が経営を圧迫しています。また、主要生命保険会社13社では、2026年6月末時点で国内債券の含み損は合計約30兆8,690億円に達しています。1年前から比べますと約60%に拡大したものです。基本的には満期まで保有すれば損失は顕在化しませんが、含み損が問題視されるなど、突然、問題化が顕在化するおそれがあります。このような現状を鑑みましても、先ほど来の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業というものを活用し、村として基金の運用であったり、その辺りのアドバイスを求める必要性というものを改めて感じますけれども、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用して基金の運用について再度いかがでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） これも繰り返しになっていきますけれども、もとより村の基金は全て定期で運用してまいりましたけれども、いつからだったか正確な記憶はございませんけれども、先ほど基金のうちの34%を地方債で運用しているというふうにお話をさせていただきました。地方債ですが、先ほど、これも繰り返しになってしまいますけれども、基金というのはいかに確実にいかに有利なものというような前提がございまして、地方債につきましては都道府県債でございまして国の後ろ盾があるわ

けでございまして、地方債というのは大変安全性が高いということがまず一つ、それから高利回りというようなことでございますけれども、これも運用期間が長いという欠点がありますけれども通常の定期預金に比べればかなりの高い高利率という状況下でございます。繰り返しになりますけど、いかに安全か、いかに効率よくかという2点のみでございまして、特にそういったアドバイザーをお願いするというようなことは必要がないというふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 今、村長が言われた中で、例えばここでもっと長期のものを買っておけばとか、ここは本来は短期のものがよかったとか、そういう話で伺っています。なのでそれを言ってみれば素人ですので素人の考えではなくて国からアドバイザーを派遣してもらい、その専門知識を伺うのも一つではないかという話なので、もう一度、再度お願いします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 基金でございまして、これは積み立てるのが目的ではございません。大災害が発生したときにその財源をどうするのか、あるいは目的基金につきましては公共施設の新改築基金やら様々な目的基金がありますけれども、それは目的外には使用できない基金でございまして。繰り返しになってしまいますけれども、いかに確実性で安全性でいかに効率がいいかという、その2点のみでございまして、地方債3分の1、約3割、34%と申し上げましたけれども、基金の運営上、長期間というようなこともございまして、これ以上、地方債ということは考えておりません。繰り返しになりますけれども、そういった状況下の中で特にそういった国の専門知識等々の必要性は考えておりません。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 多分、平行線をたどってしまいますので、また改めてその部分をお願いいたします。続きまして、財政の部分で骨太の2026というところですが、令和8年度、令和8年7月21日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2026、これがよく骨太方針2026と言われるものですが、その中で今回一番大きく変わったのが国が目指す財政目標ですが、これまで約20年間、日本はプライマリーバランス、基礎的財政支出の黒字化を柱にしてきました。その中で、今回、この単年度の黒字化目標を最重要の看板から一旦外し、代わりに債権残高対GDP比の安定的な低下を中核の目標に据えました。年収に対する借金の重さで家計の健全さをはかるのと同じ発想と考えます。さらに、これまで繰り返し使われて

きた財政健全化という言葉が2026年版では姿を消しました。前年の骨太2025の方針では11回登場していたこの言葉が今回はゼロになりました。代わりに財政の持続可能性や市場の信認、つまりマーケットからの信頼といった表現が増えています。これは国として黒字イコール善、赤字イコール悪という単純な図式から距離を置き、市場の信頼を損なわない範囲であれば一定の支出を認めるという姿勢への切替えを意味するものです。また、前年の骨太の方針2025では賃上げや地方創生を前面に押し出していたのに対し、2026年版は責任ある積極財政に基づく官民連携投資へと重心を移したのが最大の違いであると考えます。そして予算編成の仕組みとしては次の3点が明記されました。1点目が「強く豊かな日本」投資枠の創設。2点目が補正予算依存からの脱却。3点目が基本ルールの見直し。以上の3点が明記されましたが、この骨太方針2026を踏まえて、現段階での令和9年度に向けた行財政の方向性を詳しく伺いたいします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 山本議員からのお話のとおり、先の7月21日に閣議決定をされました経済財政運営と重要政策の基本方針を示したものでございまして、経済予測はもとよりでございますけれども、次年度の予算編成に向けた国の指針でもあるわけでございます。私たち自治体にとりましても、大変、重要な位置づけであることは間違いございません。当然、国、県、地方自治体予算にも関係するものでございます。また、先の消費税減税もそうでございますけれども、地方に及ぼす財源措置をどうするかであって、消費税減税そのものについては私たち地方自治体にとってはそのものについては関係するものではなく、その国の施策によって及ぼす財源措置をどうしてくれるのかというようなことが常に問題視されているといったような状況でございます。地方に及ぼす影響をどう対応するかであって、国の動向については、当然、注視する必要があるわけでございますけれども、2026年の骨太方針については、繰り返しになってしまいますけれども、直接的に影響しない、検討する考えはございません。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） この骨太の方針の2026の中では、長年のデフレ、低成長時代に定着した一律抑制型の予算編成からの脱却というものが明確に宣言されています。政府は、令和9年度を責任ある積極財政元年と位置づけており、「強く豊かな日本」投資枠の創設であったり複数年にわたる予算措置、基金ルールの見直しを実行に移すようです。これは、国が単年度のコスト削減から中長期の成長投資リターンを求

める支出へとかじを切ったことを意味しています。これに伴い、地域の最前線である村にも補助金頼みの単発事業ではなく、自立して稼ぐ力を生み出す事業構造の構築というものが求められると考えますが、その点について見解をお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 村独自で自立して稼ぐ力を生み出すこと等が求められているというお話でございました。小川村の行政でございますけれども、簡単に一言で言うならば税収がどうかであって、特に都市部の自治体では法人税など時々の景気によって法人税の入りは倍と半分になるような状況下でございまして、大変、大きく左右されるものでございますけれども、小川村の税収は議員の皆さん御案内のとおりでございまして、そういった景気にも大きく影響するというような状況ではございません。事業実施の際にも様々な予算計上する際にも職員間ではいかに補助事業を利用するか、いかに補助事業の対象になるような事業にするかというようなことを検討しながら、財源確保、国の補助事業あるいは起債もそうでございますけれども、そういったことに注視しているというようなことでございまして、特に自立して稼ぐ力を、村独自として稼ぐ力というようなことについて特に考えはございません。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 続きまして、決算書における監査意見書についてですけれども、令和6年度決算の監査意見書には、今後、国の指示や施策がなくても村の将来を考え、本当に必要とする計画を策定し、随時フォローアップしていくことが重要であると、このように書かれています。村長や職員、担当者は国の交付金や補助金をどう獲得するかも必要ですけれども、それをどう活用して地域を発展されるかという経営者視点で意思決定と中長期の計画を持つ必要があると考えます。令和8年度の当初予算編成方針の中では、村の雇用情勢は有効求人倍率が低下しており、新規求人数は前年を下回っていることから足踏みの状況にあるとあることから、骨太2026の方針で示された地域未来戦略を基に村にどのような産業を誘致、育成するのか、ビジョンを策定する必要があると考えますが、再度、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 骨太の方針2026についても、先ほどのお尋ねですと財政面からも企業誘致等々、そういったことも考えるべきではないかという、そんな内容かと思えます。これも午前中の一般質問にもございましたけれども、企業誘致あるいは雇用の確保というのは大変重要な位置づけであることは間違いございません。そうした

中でございますけれども、現在の小川村の人口の状況、若い方々の人口の状況、あるいは物流といった面で小川村の立地条件等々を考慮すると、大変、そういったことでは厳しい状況下ではなかろうかと、そんな考えでございます。先ほど来、申し上げましたけれども、2026骨太の方針等々については、大変、県も国も私たち自治体も予算編成上は重要な要素ではございますけれども、私たちのできることは、そういった状況下で補助事業、起債等々を活用しながら、いかに有効な事業に結びつけるかということが前提でございまして、特に直接的に持っている考えはございません。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 令和6年度において大切な自主財源の一つでもありますふるさと納税寄附金が過去最高額の3,769万円でした。令和7年度は3,249万円まで落ち込みました。このふるさと納税だけが財源ではありませんが、令和7年度での自主財源の比率は21.4%であり、今後、人口減により交付金なども直近は増額とはなってはいますが、物価高の影響などもあり、実質、減となっていく中でお尋ねしますが、経常一般財源と臨時一般財源のうちのそれぞれ自主財源の確保増に向けた考えというものをお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 村の一般財源、臨時財源を踏まえて、その確保についてどんな考えかというようなことでございます。これも山本議員の今のお話の中にもありましたけれども、村の令和7年度決算で自主財源比率は21%というような状況下でございます。自主財源で分かりやすく言うならば、税収であったり使用料であったり手数料、雑収入でございまして、特に税収で言うならば、これは地方税法で決められたもので移動することもございません。また、使用料、手数料等々の見直しについても、具体的に言うならば住宅使用料であったり、村民の皆さんが直接関係することと言うならば上下水道の使用料であったり、そういったことを検討する自主財源と言うならばそういうところに行くわけですが、残念ながらそういった使用料等々を見直したとしてもそんな大きな財源とはならないものと考えております。言い方を少し変えて申し上げるならば、自主財源が増えるということになれば基準財政収入額が増えるわけでございまして、基準財政需要額、必要な経費と収入額の差額が地方交付税で措置されるわけでございます。基準財政収入額、例えば村民の皆さんから使用料や手数料を増やしたとするならば、端的に言うならば、その分、地方交付税が減るということでございます。ちょっと長くなってしまって大変恐縮で

ございますけれども、御質問の自主財源確保、臨時一般財源の確保といったこと等につきましては現状を維持ということでございまして、当然、税収の収納率やそういうことには継続して取り組むべきものと思いますけれども、新たに自主財源の確保に向けた取組ということについては考えておりません。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 地方交付税が減らされるという話でしたけれども、だからこそ先の先ほどの運用益という考え方になるので、またそこを改めてお伺いできたらと思いますので、お願いいたします。この今定例会の令和7年度の決算の監査意見書の中には、村には多くの公共施設があり、今後、老朽化による大規模修繕などが必要となることが予想され、多くの財源が必要となることから公共施設の維持管理を計画的に実施することが必要であると書かれています。当村において構造物の改修計画はありますが設備機器の計画はありません。以前の定例会で質問させていただきましたびっくらんどに関しても今後の設備改修に伴う費用は発表されていません。国交省の資料を見ますと、今後、設備機器の更新が大幅に増えるため官庁施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に増進していく必要があると明記されています。公共施設の設備機器の計画に関する受け止めと今後の計画をどのように進捗されるのか、これはびっくらんどに特化した話ではなくて、村全体の公共施設の設備に関わる改修に関する計画をどのように進捗されるのかをお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 公共施設の設備についてどういうふうにか考えるか、びっくらんどのみならずというお尋ねでございます。建物のあらゆる設備があるわけでございますけれども、例えば御家庭で言うならばエアコンかもしれませんし様々な設備があるわけですが、一口で言うならば、設備修繕というのはランニングコストだと私は考えております。では特に考えなくたっていいじゃないかということではございません。御指摘のとおり、その設備が極端に言うならば億単位という施設がございまして、それは何かというと上下水道施設がまさにそのとおりですし、びっくらんどの施設設備がまさにそのとおりでございます。上下水道の設備等々も、もう既に今は基幹改良というようなことでやっておりますけれども、大変、数億円というような大きな額でございますけれども、それにつきましては事業債であったり国の補助等々で対応できるものと考えておりますけれども、びっくらんどにつきましては山本議員御指摘のとおり設備修繕は必要になりますけれども、その財源については特にあるものではございません。そうした中ではありますけれども、大変、高額

な修繕の財源が必要となるわけでございますけれども、具体的な設備の改修については計画がありませんけれども、ではどうするんだと言うならば、それが過疎債であつたりそういったものの活用を考えるべきだというふうには考えております。いずれにいたしましても、そういった具体的ないつに何をというような計画は持っておりませんけれども、もう既に現場からは設備の改修も必要だというような状況になっておりますことを踏まえて、これもまあいいわというわけにはいきませんので、現場の状況、また業者さんのほうからも御意見をいただきながら、またいつまでに何をどんなふうにやろうか、財源については起債を財源に充ててまいりたいというふうに考えております。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 令和7年度の当初予算編成方針の中では、施設を良好に維持し施設寿命の長寿命化を図っていくため、施設の個別施設計画などに基づき中長期的視点で計画的な修繕、維持管理に努めることと維持補修費の経費の部分で書かれています。先ほども村長の答弁の中でありましたけれども、建物に関しては確かにどのようにしていくかという個別施設計画に基づいていく中で、設備も軽微なものであれば確かにそのときそのときで対応できます。ただ、どこでどのような金額がかってくるのか、大まかな計画というものを持っておかなければ、この中長期の対応というものはできないものと考えますが、そこら辺をもう一度、再度よろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 上下水道につきましては、その計画があるのでここでは申し上げます。先ほど来、申し上げておりますけれども、特に金額的に一番前提に考えなければならないのは、やっぱりびっくらんどだというふうにも考えております。これも議員の皆さん御案内のとおりでございますけれども、近々に結構な財源を必要とする修繕も必要だということも入っておりますけれども、当然のことですけれども、軽微な修繕を繰り返しながら何とかつなげてまいりたいというふうには考えておりますけれども、そうは言っても寿命がありますし、寿命云々よりも故障というようなこともあるわけでございます。そういったことを十分考慮しながらですが、繰り返しになりますけど、いろんな施設のことを言っておりません。私が一番考える必要があるというのはびっくらんどのことございまして、びっくらんどについては改めて業者のプロの目線から、今後、小規模な修繕で当面は持つのか、何年ぐらいの間にすっかり取り替える必要があるのか等を踏まえて、近々にこれも検

討していく必要があるものというふうに考えます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） これも多分ずっと平行線になってしまいますので、また次回伺いたいなと思いますけれども、ただ、そうは言いましても、この計画というものは持っておかなければ行き当たりばったりと言われかねませんので、そこら辺はよく計画的に進めていただきたいなと存じます。以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（西沢哲朗） 以上をもって、9番山本 陵議員の一般質問を終結いたします。

延 会

○議長（西沢哲朗） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこれまでとし、延会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて延会といたします。ただいまの時間は午後4時27分であります。

（延会 令和8年9月4日 午後4時27分）